

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.72

No.71 2016.10.21

■ シンポジウム「本当に必要な長時間労働の抑制策は何か」を開催

9月21日、労弁主催で「本当に必要な長時間労働の抑制策は何か」と題するシンポジウムが開かれ、ダイバーシティコンサルタントの渥美由喜さん、長時間労働抑制に取り組む三越伊勢丹労組の菊池史和情さん、情報労連の宮原千枝さんをお招きしてパネルディスカッションを行いました。

渥美さんは、限られた人数・時間で成果を上げるためには、プロセスをきちんと検討して効率的に仕事をする、企業価値を経済性だけではなく人間性や公共性によって測ることが必要であると述べた上で、短い時間で効率的に成果を上げることを評価する賃金制度などが必要であると述べました。労働時間規制をなくす政府の高度プロフェッショナル制度(労基法改正案)は論外であることを強調しておられました。

また、菊池さんからは、11時間のインターバル規制の導入、PCが22時に自動的にシャットダウンするシステム、PCログイン・オフを利用した労働時間管理など、具体的な長時間労働抑制策のご紹介をいただきました。

宮原さんは、KDDIが裁量労働制の導入と共にインターバル休息制度を導入した経緯をご紹介。健康確保のためには、企業が労働時間管理から逃れられないこと、休息時間の確保が労働時間政策の最重要課題であるとのこと意見をいただきました。

具体的に長時間労働の抑制に取り組まれている現場の話を知ると、単に上限規制やインターバル休息などの「制度」を導入すればよいのだけではなく、労組あるいは経営側がきちんと「リード」して業務の効率化や制度づくりに取り組むこと、効率的に仕事をする人や人間性・公共性を大事にできる企業を評価する価値観や企業内の「風土」づくりが必要なのだと感じました。

■ 満員御礼！「労働組合・労働弁護士のためのストライキ実践講座」

10月7日、労弁主催で「労働組合・労働弁護士のためのストライキ実践講座」(オルガナイザー伝承講座)を開催し、約100名の方にご参加いただきました。

当日は、ナショナルセンターを超えて、相模鉄道労働組合、東京東部労働組合、東京ゼネラルユニオン、JMITUからご報告をいただいたほか、はるばる京都から労弁常任幹事の塩見卓也弁護士にお越しいただき、きょうとユニオン事件についてご報告いただきました。

メイン報告では、相模鉄道労組より、鉄道をストップさせるという影響の大きいストライキの実践について、利用客から抗議や激励を受けつつ取り組んでいること、バス嘱託運転士の正社員化などの大きな成果を挙げているとの話がありました。

また、東京東部労組からは、東京都個人タクシー協同組合新東京支部の女性職員7名が労組を結成して役員からのパワハラ・セクハラを告発、ストライキを実行して、ついには役員らを解任まで追い込んだ闘争が紹介されました。ストライキを通じて自分たちの力を実感し、闘争への自信をつけていく女性たちの姿が印象的でした。

近年、ストライキの数は減少し、ストライキを経験したことのない労働組合員、弁護士が増えていることが危惧されます。今回の講座では、ストライキの実践について貴重な経験談を聞くことができ、参加者からは大変参考になったとの声が寄せられました。労弁本部では、今後もオルガナイザー伝承講座と称して継続的に実践的な労働運動を学ぶ機会を提供していきたいと思っております。

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790

